

政治活動用事務所の立札及び看板の掲示に関する留意事項

男鹿市選挙管理委員会

1 掲示する際の留意点

(1) 掲示可能な枚数

- ① 公職の候補者等 6枚まで
- ② 後援団体 そのすべてを通じて6枚まで（※）

※ 1人の候補者等につき2団体の後援団体がある場合は、2団体分を合わせて6枚までとなります。

(2) 掲示できる場所

- ① 同一の箇所には、2枚まで掲示できます。
- ② 掲示する場所は、政治活動のために使用する事務所の位置とし、事務所として実態のない敷地には掲示できませんのでご注意ください。

(3) 立札及び看板の大きさ

大きさは、縦150cm、横40cm以内

※ 制限内であれば、横に設置することもできます。

脚の付いた立札及び看板については、脚を含めた大きさとなります。

(2)、(3)の詳しい説明については、裏面をご確認ください。

2 申請にあたっての留意点

(1) 共通事項（候補者等・後援団体）

- ① 「事務所の所在地」欄には、正確な所在地を記載してください。

【例：男鹿市〇〇字△△番地（□□宅前）】

- ② 申請後、事務所の変更等に伴い、立札及び看板を掲示する場所を変更するときは、所定の様式により、異動を届け出る必要があります。
- ③ 証票は、当委員会において申請書を受理し、その内容を確認した後に、直渡し又は郵送の方法により交付します。

(2) 後援団体において証票の交付を申請する場合

- ① 候補者等の場合とは申請様式が異なりますので、ご注意願います。
- ② 秋田県選挙管理委員会に政治団体として届出のない団体は、証票の交付を受けることはできません。
- ③ 後援団体が証票の交付を申請する場合は、公職の候補者等の同意を得る必要があります。

※裏面もあります。

立札及び看板を掲示できる場所、大きさについて

○掲示できる場所（公職選挙法 143 条第 16 項第 1 号）

立札及び看板は、政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において 2 枚まで掲示できます。そのため、街角や空き地、田畑など、事務所の実態の無い場所には掲示できません。

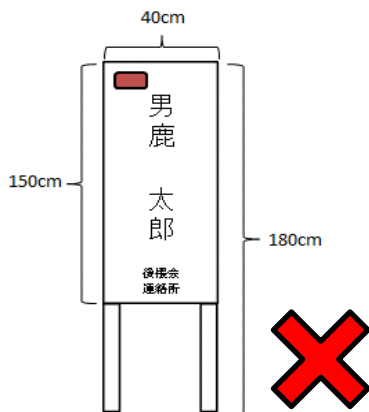
また、事務所の表示を口実に、公職の候補者等の氏名を普及宣伝するために設置する行為は事前運動に該当し、罰則の対象となります。

○立札及び看板の大きさ（公職選挙法第 143 条第 17 項）

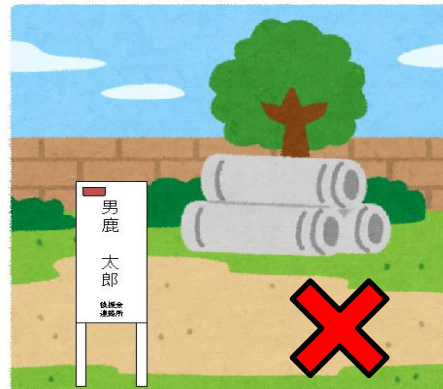
大きさは縦 150 c m、横 40 c mを超えない範囲です。

なお、字句が記載される部分だけでなく、その下に足が付いている場合は、その足の部分も立札及び看板に含まれますので、足の部分も含め規定の範囲となります。

また、規定の範囲であれば横にして掲示することもできます。



足の部分を含めると、150cm を超えているので、掲示できません。



事務所の実態の無い、空き地や田畑などには掲示できません。



同一の箇所に、2 枚まで掲示できます。その場合、それぞれ証票が必要です。
また規定の大きさであれば、横向きに掲示することもできます。

規定に違反し文書図画を掲示した場合、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる場合もありますので、掲示にあたってはご注意ください。